

平成 28 年度 社会福祉法人ほどがや事業計画

- ほどがや地域活動ホームゆめ
- 放課後等デイサービスゆめっこらぶ
- 放課後等デイサービスゆめっこつか
- 放課後等デイサービスゆめキッズほどがや
- 横浜市移動支援事業ゆめヘルプステーション
- 横浜市障害者後見的支援事業ほどがやゆめあん



社会福祉法人ほどがやの基本理念

障害のある方やその家族が、住みなれたまちのなかで安心して生活していけるような支援を行います。また、障害のある方やその家族の思い願いを出発点として、ひとりひとりが個性的で豊かな生活を創りだせるような支援を行います。

さらには、障害の種別や年齢にかかわらずさまざまな要望に応えられるような関係機関と連携しながら、地域ケアシステムにおけるネットワーク形成の拠点を目指します。

- 1 保土ヶ谷区及び近隣区の福祉・保健・医療・教育等、関係機関と連携しながら、ネットワーク形成の拠点となることを目指します。
- 2 幼児期－学童期－思春期－青年期－成人期を通じて、様々なライフステージに応じた相談・援助を可能にします。
- 3 活動ホームの制度上の機能と地域から強く期待される特色的な機能役割に対し、常に検証しながら具体的なサービスの創出と提供を行います。
- 4 当事者・家族がより良いサービスを楽しむためのステップを用意し、活動ホームを通して次の生活段階を切り拓くためのケアマネジメントを行います。
- 5 身体・知的・精神の三障害一体としてのサービスを実質的に創りだします。

平成 28 年度経営基本方針

社会福祉法人 ほどがや
理事長 吉田 昌美

今、社会福祉法人の現場には平成 12 年の「社会福祉基礎改革」以来の改革の波が迫っている。昨年の衆議院厚生労働委員会では「社会福祉法の一部を改正する法律案」を採決し、閣議決定されている「付帯決議」を列記してみた。

- ① 社会福祉法人の経営組織のガバナンスを強化するには、評議員、理事等の人材の確保や会計監査人の導入等、新たな負担も懸念される。このため、特に小規模の法人については、今後も安定した活動ができるよう、必要な支援に遺憾なきを期すること。
- ② いわゆる内部留保の一部とされる「社会福祉充実実践残額」を保有する社会福祉法人が、社会福祉充実計画を作成するに当たっては、他産業の民間企業の従事者の賃金等の水準を踏まえ、社会福祉事業を担う人材の適正な処遇の確保に配慮することの重要性の周知を徹底すること。
- ③ 事業の継続に必要な財産が確保できない、財産の積み立て不足が明らかな法人に対しては、必要な支援について検討すること。
- ④ 地域公益活動の責務化については、待機児童、待機老人への対応など本体事業を優先すべきであり、社会福祉法人の役割と福祉の公的責任の後退を招くことのないようにすること。社会福祉法人設立の主旨である自主性と社会福祉事業の適切な実施に支障を及ぼすような過度の負担をもとめるものではないことを周知徹底すること。
- ⑤ 所轄庁による社会福祉法人に対する指導監査については、一部の地域において独自の取り扱いが散見されるとの指摘もあることから、国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。

改めて改革の内容を確認する時、社会福祉法人に対する関与が厳しさを増してくる様に感じるのは私のみでしょうか。事業を進めながら改革に出来るところから取り組まなくてはならない。

横浜市は前年度に引き続き第 3 期障害者プランを進め、その中では支援体制の再構築が進められ、計画相談、基幹相談の役割が加わり法人型活動ホームの役割、機能が益々求められる。

平成 27 年度法人全事業成績を精査すると厳しいものがある。小規模法人の宿命と職員欠員から来る効率の悪さ、一人の職員にかかる負担増が種々の問題の発生要因にもなった。

その中で職員の欠員からくる、配置基準の不適正と継続して職員補充の努力に欠けていたことが事業成績に及ぼした影響は大きいものがあり、今後の反省要因として改善を図りたい。

開業時のご利用者数 10 名弱が、現在全事業で 70~80 名と約 10 倍、その成果は評価が出来る。

職員数も開業時 20 名弱が 12 年目の現在、約 100 名に達しようとしている。チームワークを図り業績に結び付く効率ある取り組みに結集して行きたい。益々法人の責任に重さを感じる。

28 年度に向けての課題、「ご利用者、ご家族に寄り添った支援」を基に全事業を結集し、職員と効率ある最善の支援に努めなければならない。

一方、改めて各事業共に「経営感覚」を念頭に効率ある運営に努める。全体事業の総括を基に法人、職員の将来展望を具体的に企画、検討し進めて行きたい。

最後に、年度途中で退任した前施設長の代行として数か月を、職員に支えられ業務を遂行できた事に感謝をしたい。

事業について

1 相談事業

<ゆめ相談室>

平成 28 年度から、ゆめ相談室では基幹相談支援センターとして分室を設け、兼務者含め 5 名での体制で進めていきます。基幹相談の業務として、区役所と生活支援センターとの連携を図り、今まで通りの個別ケース相談の他に計画相談や地域移行事業などの啓発や勉強会の充実、人権に関わる研修を図っていきます。

ケース相談では、地域で安心して暮らすために関係機関と連携を図りながら必要なサービスの紹介や、そのサービスを有効活用できるように支援していきます。

様々な相談に対応できるように福祉の機関だけでなく、学校・地域の方とも交流を図るようにしていきます。地域については、地区社協の集まりに参加しながら連携を図っていきます。

また相談は予約制を原則としますが、ご家族・ご本人など相談者の都合や事情を考慮して相談日時・場所を設定して実施します。ケースワークの視点を明確にして、課題が整理されるよう継続した(面接～訪問・記録・計画や支援計画策定及び評価)活動と行っていきます。

先に述べたように問合せのあったものについては、相談者にまず安心感を持って貰えるように進めていきます。

他にも次のような運営を相談支援事業では行っていきます。

・利用調整会議の開催。

ゆめの日中活動を利用希望の場合は、「見学→体験→利用調整会議」の流れで相談が対応していきます。また利用調整会議は月 2 回開催して、利用目的・適性を確認しながら支援計画策定に向けた取り組みを行います。

・保土ヶ谷区地域自立支援協議会の運営。

ケース課題等あった場合、スムーズに連絡調整が図れるように関係機関の「顔の見える関係作り」を目的として運営をしています。本協議会は部会方式で運営されて、それぞれの部会が活発に運営できるように取り組んでいきます。

・しゃべる一む(自主事業)の運営。

しゃべる一むは開所当時から行っており、利用される方も定着化しています。今後も継続しながら、多くの方に利用できるように取り組んでいきます。

・区づくり事業の運営。

地域支え合い研修として区作連研修部と連携しながら、区内の障害福祉機関中心に職員研修会を年間 2 回実施して、顔の見える関係作り、区内関係機関の職員の質の向上を図っていきます。その他に年 1 回以上の人権擁護に関する研修会を開催するようにしていきます。

・いどばた(未就学児の母親支援)の運営。

障害のある子供の母親たちが一人で悩み抱え込まないようにする事を目的に行います。「いどばたは親同士が話せる場」として進めていきましたが、ニーズ把握が難しいので、今年度は企画を考えながら進めていきます。

・特定相談事業(児童・障害者)の取組みと啓発活動。

ゆめの特定相談は、他部署との兼務者がそれぞれ担当して行っています。委託相談員も協力して、当法人の利用者を中心に児童・成人合わせて月1、2件程度を目安に新規で計画相談を取り組んでいきます。また、基幹相談員は関係機関への啓発活動も行い、本事業の認知、協力を得られるようにして、多くの利用者の方が利用出来るように進めていきます。具体的には、本事業の説明会を開催していきます。また個別に相談があれば対応していきます。

この他に相談員の資質向上を目的として、各機関主催の事例検討会に積極的に参加して、個別ケース課題(ケースカンファレンス)に対応できるように取り組んでいきます。

2 生活介護事業

「障害者総合支援法」に基づく居宅サービスであり、「日中活動の場」をご提供させていただきます。

ご利用は、ご利用対象者との契約の締結によってすすめさせていただきます。ご利用者ごとにご要望や課題、背景、ニーズを検討整理させていただき「個別支援計画」を作成、これに基づいて支援サービスをご提供させていただきます。)

通所による活動を社会参加として捉えていただく他、ご希望によっては、こちらでの活動参加を経て、他の地域社会資源への移行も図らせていただきます。

日中活動の基本的な内容としましては、従来通り、ルーム形態によるユニット活動を以下にご説明させていただきます。併せて、通所に於けるデイサービスの要素、送迎、給食、入浴の各支援サービスの調整、可能な範囲の安定提供を図ります。

週末(土曜日(第4まで)、日曜日(第1.3のみ))は引き続き、「レクリエーション」や「創作活動」「健康維持」を目的とした余暇支援的プログラムを提供してまいります。

生活介護事業では、27年度において目標実績を達成することが出来ず、前年度をやや下回る結果となる事から、平成28度も引き続き、ご利用実績の目標を年間10,800件(月間900件)に設定させていただき、利用者増と併せて、さらなる提供サービスの充実を進めてまいりたいと考えています。

平成28度は、「計画相談支援」に於ける「サービス等利用計画」の整備、充足にともない、これに基づいた(連携した)施設サービス計画(個別支援計画)となるよう、さらに調整をすすめます。ニーズ抽出のための手順、特にアセスメント調査のための面談設定定例化に向けた体制作りや、達成重視のケア計画、そのためのモニタリング・評価の再考に、引き続き取り組みます。また、サービス利用希望者(待機者)の円滑な受け入れのための環境整備として、27年度の取り組みが充分でなかったユニットの多様化や拡充を模索、介護サービスと調和のとれた授産系作業の実施継続調整も進めます。また、支援体制の安定を図るため、担当スタッフの計画的なルー

ム移動を行ないます。

日中活動ご利用者への安定した支援体制の構築と併せて、緊急・定例共に、確実な生活支援事業への取り組みと実績の拡充を図るためにも、事業間の連携強化をさらに徹底させていただきます。

デイルーム1

個別プログラムによる、軽作業を含むリハビリテーション、リラクゼーション、外気浴やレクリエーションと、活動に於けるADL介助が主体となります。ゲームなどを活動に取り組みながら、ご本人の興味を引き出し充実感が得られるようにしています。

デイルーム2

参加選択制によるデイサービスの支援、自主製品(マーブリング封筒・紙すきはがき・「食用油摂り、すいすい君」)の作成やお菓子づくり(クッキー等)のほか、ストレッチ体操やリラクゼーション、定例曜日によるレクリエーション等、たまに楽しんでいる明るい声が部屋から聞こえてきています。引き続きレクリエーションプログラムの拡充を目指します。

デイルーム3

授産活動として受注作業(ガスメーターの解体・ボールペン組み立て等)を中心に、体力づくりのウォーキングやレクリエーションとしての「お楽しみ会」などを加えた活動となります。特に今年度についてはレクリエーションプログラムの拡充を目指します。ご利用者の中には資材の引き取りや納品など車に乗る活動を楽しみにされている方がたくさんいます。

デイルーム4

参加選択制による授産的プログラム、自主製品(ゆめ石鹸・入浴剤・工芸品等)の作成と受注作業(主にボールペン組み立て等)を中心に活動を行ないます。今年度も「D2」同様、レクリエーションプログラムの拡充に取り組みます。ご利用者方は、自主製品が販売されているところを直接見たり、支給金として受け取ったりすることでやりがいを感じられています。

週末余暇プログラム

今年度も他施設や職場で週間にて、授産・就労活動を行なっている方々の週末の余暇支援(社会体験の場を広げるを目的)プログラムを中心に提供させていただきます。土曜日は第4週まで、日曜日は第1、3週にて実施。お菓子作りから陶芸、アート・ダンスのワークショップ、ボートロイヤリング、カラオケ、DVD鑑賞、リラクゼーション、「音楽いっぱいコンサート」等、引き続き日程を分けて定例開催致します。

3 域活動支援センターデイサービス型事業

27年度に引き続き「ゆめ」館内の清掃に加え、毎週月曜日近隣区立スポーツセンターの館内一部清掃活動他、内職受注作業、「ゆめ喫茶」の営業運用に取り組みます。

就労を目指す前段階の活動支援として、実習支援他一般就労につながるサポート、相談支援との連携によるコーディネートを行ないます。また「生活介護」からの実習受け入れ、メンバーの障

害行動や地域連携に対するサポートにも取り組みます。

原則、自力での通所にて、就労を目指して意欲的に活動に参加していただける対象者の受け入れと、さらなる活動内容の充実に努めてまいります。ご利用実績については月間 120 件を目安とし、年間約 1500 件を目指しています。

4 生活支援事業

この事業は法人型地域活動ホームの特徴的な事業で、児童の利用割合が多い一時ケア事業と、成人の方の利用が多いショートステイ事業の他、余暇支援事業やおもちゃ文庫及び地域交流事業も生活支援事業の中に含まれます。

一時ケアについては、知的、身障と同じ空間で対応していることから、障害状況により空間を分けたり、接触による怪我等には十分に気をつけて対応していきます。

ショートステイについては、入所施設の併設機能である短期入所事業所が周囲に多く展開されていることも考慮しながら、本来の緊急受け入れの他、レスパイトなど1～2泊程度の定期的な利用者の利用も含めて実績を伸ばすよう引き続き努力していきます。

また、一時ケア、ショートステイともに、相談事業や法人内放課後等デイサービス、他関係機関と連携したケースも多いことから、今後も丁寧に受け入れていきます。

(1)一時ケア事業

障害児・者のご家族が、通院・買い物・各種行事等のため、介助を行えない場合やご家族の休養が必要な場合に利用ができます。(9:00～21:00)

3F ショートステイ室の設備環境面より、同一時間帯の預かりを5名程度と緊急枠1名を想定して、最大概ね6名程度の受け入れを行います。また、成人の方の利用は、本人の特性にもよりますが、日中の時間帯の利用の場合は、日中活動と連動して調整していきます。

なお、送迎サービスについては引き続き、保土ヶ谷区内の養護学校間を結ぶ「自主事業送迎サービス」の機能を活用して取り組んでいきます。(詳細は「自主事業」を参照)

昨今の放課後等デイサービス事業所の増加により、ここ数年、利用件数の減少が続いていますが、その分、緊急性の高いケース等の受け入れ等、地活の役割として柔軟に行えるようになっていきます。年間 6,000 時間(月間 500 時間)を目標とします。

(2)ショートステイ事業

障害児・者のご家族が、冠婚葬祭・旅行・入院・出産等のため家庭で介助を行えない場合や、ご家族の休養が必要な場合等に 1～2 泊を限度として実施します。定員は一日あたり4床までとなります。(緊急枠1床含む)

なお、連続した数日間に渡る利用の場合は、ゆめ相談室と連携しながら、ご本人に適した環境設定(日中活動との連携や、短期入所事業所との利用調整等)ができるよう調整します。

昨今、当事者ご本人、ご家族をはじめ、関係機関等より、親亡き後や将来を見据えての体験的利用の希望を多くいただいています。また、支援上ショートステイが必要な方へお声かけをして利用していただいているケースもあります。

ニーズも多様化していく中、サービスの情報提供とできる限りの利用調整を行い、昨年度よりも

泊数が増加するよう努めていきます。年間 450 泊(月間 37~38 泊)を目標とします。

(3)おもちゃ文庫事業

平日の 10:00~15:00 の時間をフリースペースとして、近隣の未就学児と親の遊び場として提供します。また夏のプール遊びなど季節によって企画を設けて、幅広くご利用できるように取り組みます。

(4)余暇活動支援事業

学校、日中活動がない休日や夜間帯を使ったレクリエーション活動として実施します。

外出企画や創作企画などを行い、外出企画では、公用車を使用した企画や、社会経験が持てるよう電車等の公共交通機関を利用した企画等も行っています。

募集は、児童(18 歳未満)と成人(18 歳以上)に分けて呼びかけ、年間 20 回行います。(児童企画 13 回、成人企画 7 回)

実施日については、例年通り、第 2、4 日曜日を中心に、単発の祝日や第 5 土日にも計画していきます。

『ゆめであいましょう』、『ハロウィンパーティー』、『クリスマス会』等は、ボランティア育成の場ともなるため、ゆめホームページをはじめ、ボランティアセンター、近隣の高校、大学等への呼びかけも引き続き行っていきます。

また、保土ヶ谷区学齢障害児フレンドサポート事業実行委員会(年 3 回開催)は自立支援協議会(子ども部会)と連動して取り組んでいきます。

学齢障害児余暇活動支援実行委員会開催予定

平成 28 年 5 月、9 月、平成 29 年 2 月	呼びかけ先…保土ヶ谷区役所、保土ヶ谷区社会福祉協議会、区内地域ケアプラザ、希望の家、区内養護学校、特別支援学校、区内児者障害福祉団体等
1. フレンドサポート事業報告	
2. 相互の余暇活動情報交換	
3. 年間スケジュール調整 他	

5 地域交流事業

地域・近隣の団体、グループの方々を対象に貸室(ボランティアコーナー等)を行います。また、活動に併せたボランティアの依頼・受け入れに取り組みます。特に学生ボランティアなどは、余暇活動事業の協力をお願いします。民生・児童委員や食生活改善推進員の方には、「食事介助ボランティア」活動を継続してお願いします。ボランティア受け入れに際してはかわらず、オリエンテーションなどをおして育成に取り組みます。他に近隣の専門学校の実習の受け入れも積極的に行っています。

地域でのイベントについては、27 年度同様に地域支援センターデイ型が主にて行います。

1 月に定例実施されている「初ゆめ祭り」では、実行委員会を組織し地域交流とりくみ事業として、引き続き地域作業所等関係諸団体の協力を呼び掛けます。

(1) 貸室(事前の予約となります。費用は、無料です。)

ボランティアコーナーなど	定員 12～24 名	・祝日及び年末年始等ホームの指定した日を除きます。
その他おもちゃ文庫など		

(2) 福祉バザーなどへの参加(その他、呼びかけに応じて参加します)

5月	花フェスタ	・区役所で「すまいるガーデン」として区内の作業所の自主製品販売にも出店しています。 ・スーパーボールすくい等のゲームの他焼き芋等実演販売も行います
7月	ひかりの園バザー	
8月	神戸町まつり	
9～12月	近隣法人のバザー出店及びほ도가や区民バザーへの参加	
12月	クリスマスコンサート	
1月	初ゆめ祭り(ゆめ館内を使った最大級のイベントです)	

6 区づくり事業

■保土ヶ谷区学齢障がい児フレンドサポート事業■

平成 28 年度も障害児を対象とした放課後、休日の余暇支援事業として実施していきますが、昨年度まで平日コースで行っていた『児童ダンスワーク』を土曜日開催に変更し、『児童ダンスワーク』は土曜日コース 12 回、日曜日コース 12 回の年間 24 回行います。また、平日放課後コースとして『みんなであそぼう、音楽いっぱい』を年間 12 回実施します(毎月 1 回)。

『児童ダンスワーク』の開催曜日の変更理由としては、参加児童の減少が挙げられます。減少した理由としては、特に平日に放課後等デイサービスを利用される児童が増えたことです。今後も継続して余暇活動を行っていくためにも、まずは開催曜日を変更して余暇活動の機会を維持するためにも、開催曜日を変更し、ゆめの余暇活動支援事業も含めて、アンケート等でニーズを把握し、より良い活動になればと思っています。

情宣方法は、保土ヶ谷養護学校、上菅田特別支援学校、保土ヶ谷区内小中学校個別支援級、ゆめ登録の学齢児で余暇情報を希望されている方等に案内し募集を募ります。(設備環境の関係上、それぞれ 10 名程度の募集予定。)

■保土ヶ谷区障害者地域支え合い連携推進事業■

地域で活躍する相談員などを対象とした「ケアマネジメント研修」及び、地域作業所・通所施設等に従事する人材育成を目的にした研修を地域の各関係機関・団体の協力を得ながら企画し実施します。(年間 2 回)

7 社会福祉法人型地域活動ホーム自主事業

■養護学校間送迎サービス自主事業■

学齢期の障害児童支援を目的に、ほ도가や地域活動ホームゆめの一時的ケア事業ご利用児童を対象に、保土ヶ谷区内の養護学校等(保土ヶ谷養護学校、上菅田特別支援学校、小中学校個

別支援級等)へのゆめまでの送迎サービスを実施します。日中活動及び法人内放課後等デイサービスの送迎車両運行に支障のない時間帯での送迎支援サービスのため、効率的で安全な運行に取り組んでいきます。

なお、帰路については、一時ケア利用料精算やご利用時の様子等の報告のため、迎えに来ていただくことを原則とします。

8 運営委員会

20人の委員により情報交換並びにゆめの事業計画・事業報告を行います。
地域情報の相互の確認の場ともなり会議は、年3回5月・10月・3月に行います。

9 災害備蓄事業(防災避難訓練)

災害備蓄物資については、行政調査によって26年度から地域対象者の受け入れ人数の見直しが行なわれ、「特別避難場所応急備蓄物資整備事業助成金」として再調整、備蓄物資の補充・整備を行なうことで、今回避難想定された人数分の食料など、引き続き補充・確保・備蓄・管理に努めます。

防災避難訓練は、引き続き事業所ごとに、防火管理者の指揮のもと年度内2回以上の実施を目指します。「ゆめ」でも年度内2回実施、消火器操作他、起震体験・煙非難体験については第2回訓練開催時、全事業所対象として実施します。

第1回はショートステイ対応の夜間避難を想定、少数参加の模擬訓練実施と見学全体参加を主体とし、第2回は日中火災想定訓練、全員参加形態での避難訓練実施、隔年で上記の通り、28年度は「煙ハウス」を使用した火災時の煙体験をしていただきます。

防災関連実施予定

	日 程	場 所	内 容
第1回 消防避難訓練	6月下旬	ゆめ及び 神戸町第二公園	火災通報訓練 夜間避難訓練 消火器操作訓練
第2回 消防避難訓練	H29年 1月下旬	ゆめ及び 神戸町第二公園	火災通報訓練 日中全体避難訓練 (3)消火器操作訓練 (4)「起震車」による災害体験

10 放課後等デイサービス事業

■ゆめっこくらぶ(事業所:保土ヶ谷区天王町)

平成27年度は契約数に変更が殆どなく、目標にしていた平日契約数10名/日及び平日実利用8名/日は実利用においては目標にしていたが、契約数は10名に到達できませんでした。平成28年度は高校3年生が3名いる為実習による欠席や29年度以降を見越して平日の契約数を12名/日前後に近づけられたらと考えています。

毎年のように増え続けている放課後等デイサービスの中で特にゆめっこくらぶ周辺(保土ヶ谷・西)では10前後の放課後等デイサービス事業所が乱立している現状にあります。

その中で契約数の増員の方法としてはゆめっこくらぶの特色を活かした運営を行う事で今後に繋がっていきたいと考えています。

具体的には外・室内遊びの充実を図り、学校から通ってきた子ども達がリラックスをして自分の好きな遊びができる環境を整えます。

また、今年度から月に1回のお誕生日会や季節イベント(お花見・クリスマス会等)を本格的に導入し、楽しみながら主体的に集団活動を図れる様にするなどして、子どもたちが通いたい運営を行っていきます。ご家族からも利用したいと思って貰えるような施設となる事で次に繋げていきたいと考えています。

平成28年度は、今まで以上に利用者のニーズに合わせた外出活動を行うなども検討していきたいと考えています。その為、新たな車両購入も検討していきます。

また新規利用者へのアプローチとして、インターネットを通じての情報発信を行う事や具体的な内容が載っているパンフレットを作成し療育センターや区役所・学校に配布する事で周知を図り、3年・5年・10年後を見据えた活動も今年度中には開始したいと考えています。

■ゆめっこことつか(事業所:戸塚区品濃町)

平成27年度の卒業生は6名で週間の枠数として7枠が空く形となりました。

その為、ゆめっこことつかとして平成28年度は、新小学1年生4名を迎える事としました。3名の児童が保土ヶ谷養護学校で1名が近隣支援級のお子さんです。7枠が空いたわけですが一度に全ての枠を埋める事はせずに新1年生に対してはまず週一回からの利用をしていただき、学校生活及びゆめっこことつかの活動にある程度慣れてもらってから回数を増やしていく予定です。

最近の傾向として低学年のうちから放課後等デイサービス事業所と多数契約して週に何日も埋めてしまう傾向にあります。ゆめっこことつかとしては学校生活や放課後活動に慣れるまではなるべく箇所数に制限を掛けて本人に負担にならない形で日々を過ごして欲しいとご家族にはお話しさせていただきました。その事で今回の新規契約の方においては3名の方は、ゆめっこことつかのみの利用で1名の方においてもゆめっこことつかと他事業所と一か所だけ契約と云う形となりました。上半期においては僅かな定員割れが見込まれますが、一挙に新1年生を4名入れるのは初めてのことで今後混乱が予想されるので、どしどし構えて子供たちと向き合いながら1日でも早く全ての子供たちが落ち着いて安心して過ごせる様にしていきます。その後、契約数を増やしていきたいと考えています。

■ゆめキッズほどがや(事業所:保土ヶ谷区峰岡町)

平成 27 年度は卒業生及び家庭の都合での解約などで4名の枠が空くことになり、それにより以前から申し出のあった利用希望者の新規利用や既存の方々の利用日追加も随時、検討及び実施を行ないたいと考えています。

但し、学校送迎面での課題は残っており、現在送迎を行っている学校の中からの増員若しくは、ご家庭協力の下、保護者送りが現状として出来る形だと考えています。

他に近隣の小学校の児童に対しての徒歩送迎という手段も考えられるので検討していきます。次に考えたい事としては欠席率の改善があります。全体的に昨年度は高かった為契約数が増加しても逆に利用数が減少という結果になってしまいました。

既存の利用者の中には家庭の状況として放課後の支援が必要と思われるケースであっても本人の意向で通所が困難になる事もあり家庭支援を要するケースも見られています。関係機関や行政のケースワーカーとも連携を図り対応にも取り組んでいきたいと考えています。

他にも祝日の外出企画に参加できなかつたり長期休暇に利用できなかつたりなど様々な要因で欠席してしまう方がいる為、もう一度家族と連携を図っていきながら利用に繋げていければと考えています。

11 横浜市移動支援事業

移動支援事業を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動など社会参加のための外出が円滑に出来るよう、移動を支援します。

容として、公的機関の諸手続き、事務手続きの支援、余暇・趣味(美術館、映画館、遊戯施設等)買物等の道案内、外出先での身体介護、安全確保などです。又、散歩の付添いなどの支援も行っています。なお活動は最大 6 時間を利用限度して終えるものとしています(例外もあります)。

ゆめヘルプステーションは平成 21 年度以来、個別外出活動への支援 主に余暇活動を中心に行ってきました。平成 23 年度からは日曜日・祝日の活動も行うようになり、総件数 161 件から平成 27 年 12 月末現在ですが、970 件延べ時間数も 392 時間から 3615 時間とご利用も増えてきています。

平成 25 年 12 月より通所支援も開始しました。しかし、活動可能な登録ガイドヘルパーが足りず、ご利用者様からの活動希望を全てお受けする事ができていない現状もあります。

平成 25 年度から横浜市は移動支援事業の制度変更がありましたが、まず今登録されている利用者様や新規の方の希望活動日を受けられるような体制作りをしていきたいと思えます。その為に必要なサービス提供の核となる登録ガイドヘルパーの確保、定着及び育成を重大な課題として取り組んでいきます。

また活動内容の充実を図る為、事前の調査(遊戯施設や使用公共機関料金)や計画立案なども行っていきます。情報の共有として活動時の支援ポイントや特記なども月 1 回開催のヘルパー会で発表していきます。同時に相談事業や後見的支援事業との連携による利用ニーズの掘り起こしも図っていききたいと思います。

平成 28 年度は、行動援護、同行援護の事業所登録や従来の移動介護契約内容見直し(利用者実費負担など)も行なっていきたいと思えます。

12 横浜市障害者後見的支援制度

「障がい者後見的支援室ほ도가やゆめあん」は、制度と併せて 7 年目を迎える年度となります。H28 年 1 月末日現在、登録利用者は 125 名、登録キーパーは 192 名にて、前年度と比べて、数字の上では大きな変化はみられていませんが、述べでの登録者は 145 名となり、着実に増えています。

平成 27 年度は「担当職員」「管理者」に加えて、「あんしんマネジャー」の交代が続き休職中の「あんしんサポーター」の退職がありました。さらに事業特性によった従来の労務対応を見直した結果、一部サポーターの勤務シフト変更もあって、登録者の皆さまには、担当者の変更をお願い、ご了解をいただいた経過もありました。

平成 28 年度「ほ도가やゆめあん」は、チームとして対応させていただくための組織化を図ることを事業計画として挙げていましたが、具体的な取り組みが調整できず、定例の活動を引き継いだ経過となりました。また事業所経営としても、単独では健全な運用には至っておらず、改革が望まれています。

平成 28 年度につきまして、後見的支援における各登録者の計画と振り返り、またこれに沿った、面談をはじめとする取り組みの安定した継続は前提として、引き続き制度の周知、対象者説明だけでなく、事業者にもより理解を深めていただく活動の見直し他、「あんしんキーパー」の開拓、育成にもさらなる展開が必要と考えています。

また、事業所の有効活用が期待されており、複合型事業所としての展開、法人内他事業所との運用上の連携と制度上の独立性を模索する年になりそうです。

制度開始当初から大きく期待されている担当者の固定化は、上記の通り、また開設以降の他区事業所も含めた経過の通り、実践上にも難があり、運用上でも関係性の癒着や既得権、その他のトラブルを生んでしまう可能性に注意を要するため、チームサポートとしての在り方を見直し、その有効性を高めるための取り組みを行う方向をあらためて確認しています。

可能で有効と考えられる人事配置を適時実践し、役割責任の分担を図るとともに、ミーティングの定例化と頻度を高めて、さらに記録方法の向上と標準化を図ること、事業所内情報の共有化に努めることで、支援の拡充と安定化を図りたいと考えています。

年間行事計画

○連携

保土ヶ谷区役所高齢・障害支援課ケースワーカーとの打ち合わせ(6~7月)
後見的支援制度事業所報告会(10月) 支援者キーパー打ち合わせ(年内適時)
登録者茶話会・報告会<11月)

○周知

後見的支援制度説明会(5月) 各地域ヶアプラザ出張相談会 (年内適時)
保土ヶ谷区内作業所連絡会、自立支援協議会への参加(年内適時)
地区社会福祉協議会集会、関係団体会合への参加(年内適時)

○研修

登録者対象他—成年後見制度普及研修(6月)相談会(7月)

あんしんキーパー(地域キーパー)対象—(テーマ未定)勉強会(2月)

職員対象—推進法人との合同研修(第2金曜日 Pm)

一般スキルアップ研修(年内適時) 自主研修(ゆめ案会議内適時)

後見的支援制度・成年後見制度事例検討会(1月)

○会議

事業所会議—支援方針会議(月2回定例第1,3水曜)・ゆめあん会議(毎月末)

担当職員連絡会議(毎月第1火曜日 Am) 合同担当者会議(毎月第2金曜日 Pm)

合同代表者会議 (年3回 5月・9月・2月、第2金曜日 Pm)

発行日 平成 28年 2 月18日
編 集 社会福祉法人ほどがや
ほどがや地域活動ホームゆめ 事務局
〒240-0005 保土ヶ谷区神戸町 140-2
TEL045-340-3360 ファクス 045-334-0462